

健発0127第2号
平成22年1月27日

各

都道府県
政令市
中核市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長



臓器のあっせんに伴う「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの
一部改正について

臓器のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する取扱いについては「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付健医発第1371号）により実施されているところですが、今般、献血の採血時の取扱いが変更されたこと、及び厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、臓器提供者（ドナー）適応基準の改正を行うこととし、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知を発出しましたので、御了知願います。

併せて、貴管内の医療機関等に対する周知の程よろしくお願いいたします。